



“夕日カフェ”を開催しました！

4月28日(日)に国賀浜駐車場付近にて、夕日カフェを開催いたしました。

当日は、夕日鑑賞に最適な天候に恵まれ、予想以上の人出で賑わい、わがとこ茶屋倶楽部からぜんざいとお茶が振舞われました。また、串焼きと焼きそばの提供するも短時間で完売するなどとても盛況でした。

ゴールデンウィーク中ということもあり、西ノ島に方に限らず観光客の方も多く、とても賑わいのあるイベントとなりました。肝心の夕日は見事にローソク岩となり、沈みゆく幻想的な夕日を眺めながら、優雅なひとときを過ごすことができました。



お茶を飲みながら、春の夕日を楽しみました

観音岩



国賀海岸の奇岩の中でもひとときわ細長く（海抜約40m）そびえ立つ「観音岩」。陸上からは、日が沈むころに火が灯ったろうそくに見えることから「ローソク岩」とも呼ばれています。

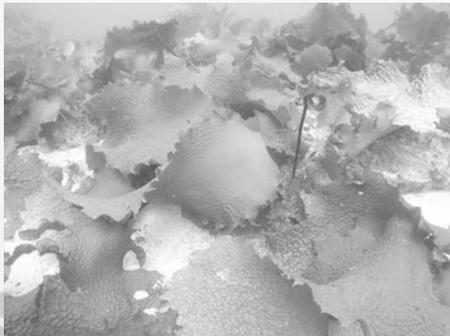
<観音岩がローソクのように見える時期>

- ①4月20日頃(18:30～)～6月上旬(19:10)
- ②8月上旬(18:40～)～9月上旬(17:30～)

海藻専門家の 海藻講座

★第8回★

ブルーカーボン生態系を
どう活かすか？



▲ ツルアラメ

撮影者：岡部株式会社 応用藻類学研究所 林 裕一

沿岸漁業を支える藻場や海域での海藻養殖は、ブルーカーボン生態系としてCO₂を吸収・貯留する重要な役割があることを前回までに説明しました。

藻場を増やす活動や新たな海藻養殖によって得られるCO₂吸収量は、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合(JBE)に申請し審査されると、Jブルークレジット[®]が認証されます(詳細は参考資料[※])。このクレジットを活用すると、申請した藻場保全活動などを実施する漁業者や環境活動団体などは、資金調達が可能となり活動を維持し発展させることができます。一方、クレジットを購入する企業などは、CO₂削減(温暖化対策)と藻場保全活動の応援などによるSDGsとしての社会貢献を示すことができます。

西ノ島町の沿岸には、ブルーカーボン生態系となる藻場が広がり、さらには海藻養殖が可能な海域があります。藻場を構成するアラメは以前から炒め煮で調理され、最近ではツルアラメに健康成分が含まれることがわかってきましたが、これらの海藻を海域から全て刈り取って利用するわけにはいきません。海藻を持続的に利用するためには、資源管理や養殖などの取り組みが必要になります。

執筆：水産大学校・村瀬 昇

※【参考資料】 ジャパンプルーエコノミー技術研究組合ホームページ
<https://www.blueeconomy.jp/>



この記事に関するお問い合わせ先：西ノ島町役場 産業振興課 (☎ 08514 - 6 - 1220)

役場庁舎内に

ドコモ用オンライン相談コーナーを設けました！

昨年12月にNTTドコモの携帯電話相談コーナーが廃止されたことに伴い、4月から役場庁舎内に相談コーナーを設置しています。

相談コーナーは、会議室内のタブレットを使用して、本土側のドコモショップ（松江学園通り店）に接続し、画面を通じて利用者がドコモスタッフと直接相談できる体制になっています。タブレットを利用される場合には、町職員が接続するまでのお手伝いをいたします。4月に、丸山島根県知事が来庁された際、相談コーナーを試験的にご利用されました。

相談コーナーのご利用時間は、10時から16時まで（土日祝日、休店日を除く）となっており、**事前予約をいただくと待ち時間も少なくスムーズにご利用いただけます。**

相談コーナーで可能な手続きは「料金プランの変更」「契約内容の変更」などとなります。

なお、携帯電話の機種変更や新規購入については、毎月行う予定としております「出張販売」をご利用ください。

オンライン相談コーナー

場 所：西ノ島町役場庁舎内

利用時間：10:00～16:00 ※土日祝・休店日除く

お問い合わせ先：役場総務課 08514-6-0101



◀相談コーナーで体験をする丸山島根県知事

■ **出張販売に関するお問い合わせ先** ドコモショップ松江学園通り店 ☎フリーダイヤル 0120 - 109 - 681

オンライン相談コーナーに関するお問い合わせ先：西ノ島町役場 総務課（電話：08514 - 6 - 0101）

ごみの野焼きは法律違反です！

ごみの野焼きは、一部の例外を除いて法律（廃棄物処理法第十六条の二）で禁止されており、違反した場合、罰せられます。

家庭でのごみ焼却による悪臭や煙は、近隣の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類の発生など様々な問題が起こってきます。

一部の例外行為があっても、近隣の生活環境に支障をきたしたり、火災の原因ともなりますので、野外焼却は控えていただきますようお願いいたします。

剪定枝や木の葉及び除草した刈草等については、通常のごみ収集で取り扱えますので、指定の方法で、ごみステーションに出すようにしてください。

野焼きとは…

地面で焼いたり、穴を掘って焼いたり、ドラム缶やブロック等で囲ってごみを焼くこと。



野焼き禁止の例外

- ▶ 法律に定められた処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ▶ 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ④ どんと焼き、しめ縄などの焼却
- ▶ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行う廃棄物の焼却
 - ④ 稲わらの焼却、伐採した枝等の焼却、漁網に付着した海産物や流木などの焼却（廃プラスチック類の焼却は含みません。）
- ▶ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの*
 - ④ 暖をとるためのたき火、キャンプ等を行う際の木くず等の焼却

*「軽微な焼却」とは、煙や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課（電話：08514 - 6 - 1748）
清美苑（電話：08514 - 6 - 1338）